

経口中絶薬承認後の丁寧な運用と体制整備を求める意見書

本年４月２８日、厚生労働省は国内初となる経口中絶薬として英国のラインファーマ株式会社が開発した飲み薬の製造販売を承認した。

これまで我が国において、中絶の手法の選択肢としては、吸引法とそうは法の２種類の手術しかなかったが、これに世界保健機構（ＷＨＯ）が推奨する経口中絶薬の服薬が加わったことにより、女性の身体的・精神的負担の軽減が期待される。

その一方で、経口中絶薬の服薬により多量の出血などの副作用が起るリスクも指摘されており、医療体制の整備や中絶後の身体的・精神的ケアを提供する体制の整備も同時に進める必要がある。加えて、製造販売の承認を得たことを受け、服薬で簡単に中絶ができるという誤った認識が広まり、それが避妊意識の低下、ひいては望まない妊娠につながる懸念もあり、それらを防ぐための対策も必要である。

また、今回のことを契機として、性や生殖について十分な知識を得るための包括的性教育や女性が産みたくない、産めないときに避妊や中絶を行うなど自分の体のことを自分で決められるセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖の健康と権利）への理解を深める取組も求められている。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、経口中絶薬の運用に当たり、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 経口中絶薬の処方にあたっては、女性の心身の健康を守るために十分な説明と精神的ケアを行うこと。
- 2 処方後の健康管理を含めた医療提供体制の整備を行うとともに、その後の精神的ケアにも対応できる窓口の確保に努めること。
- 3 望まない妊娠を防ぐための包括的性教育や相談体制を更に強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年８月７日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長